

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和3年度第2回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和3年12月21日(火曜日) 午後7時00分から午後9時15分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1) まちづくり基本条例の見直しについて (2) 中間支援組織について (3) その他
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 大塚崇斗、北川康秀、澤田 誠、豊田英二、辻 正益、 永井恵子、野村 喬、広瀬博敏、森 大智、若園永鐘、 渡邊昭博 【欠席委員】 岩菅和生、所 仁史
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>会長あいさつ</u> <u>企画部長あいさつ</u>

【審議案件】

(1) まちづくり基本条例の見直しについて

会 長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 「まちづくり基本条例の見直し」について説明)

会 長 前回の会議で議論した内容を踏まえ、事務局より3つの(案)について説明いただきました。1つ目の案①は、基本理念に追加する中で条例全体に関わらせるということ。2つ目の案②は、子どもの参画ということで新たに条文を追加する中で、子どもの権利を保障していくこと。3つ目の案③は、子どもについて新たに章を設け、子どもの権利保障を考えていくということで、どの案も子どもをクローズアップし、子どもの参画を保障していくというもので、委員会として表現の方法をどのようにしていくのかという視点でまとめられていると思います。

本日は、この3つの案を中心に皆様からご意見をいただく中で委員会としての案を取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ご意見いかがでしょうか。

委 員 もともと、この条例を適用して直ちに何かをするというか、直接的効果が発揮されるというものではなく、日本国憲法のように理念を定めたもので、必ずしもこうしなければならないというものではないと思いますので、どれでもいいとは思いますが、方向性というか、どの案が市の理念をより体現しているかを考えていく中で決めていってはどうかと思います。

委 員 法律的な表現をどうしたらよいのかはよくわかりませんが、イメージとして子どもファーストがダイレクトに感じられる案がいいと思います。参画というと誰かが企画したものに参加するというイメージがある。子どもが自主的に組織を立ち上げたり、企画をする中で自主的に行動ができるようにしてあげられるといいと思う。

(事務局) 市としてこの条例における参画と参加についての定義を説明

委 員 子ども達が自ら課題を探し、解決していく中で事業を進めていくことこそが本当の意味での参画ではないかと思います。その視点からも子ども達の自立という言葉を入れていただけないか。最終的には、子ども達が予算の立案ができるくらいまでいけたらいいのではないか。

会 長 今後、事業を展開していく中での目指す姿をお示しいただいたと思います。

	<p>委員 案②がシンプルで分かりやすい。主体となることも達が理解しやすい内容になっているのではないかと。</p>
	<p>委員 インパクトからすると案③の章立てになるとは思いますが、インパクトが強すぎるのではないかと。オブラートに包みながらも実効性のある条例ということも考えると案②がいいのではないかと。書かれている内容も分かりやすいと思います。</p>
	<p>会長 案③は、インパクトが強すぎるのではないかとありますが、権利については、人それぞれいろいろな考え方があるように、それを受けて子どもたちが混乱してしまうということも考えられます。</p>
	<p>委員 案③にすることより、私たち市民を含め、市議会、市の執行機関がより責任を明確に持つ中で子どもたちを見守り、子ども達にいろいろなことを経験していただけるのではないかと。思います。</p>
	<p>委員 最初に案①で理念的なものを掲げ、各章で具体的なことを定めるという考え方でいくと、案①単独で考えるのではなく、案①プラス案②、案③という形でもいいのではないかと。思います。案①は、抽象的な表現になっているのであまり人気がないのかと思います。</p>
	<p>会長 案①は、条例全体にかかる理念条項ですので、案①をまずうたっていき、案②、案③をどう組み合わせるかを考えてみてはどうでしょうか。</p>
	<p>委員 案②の主語が市の執行機関となっているので、市民、市議会を加えることはできないのでしょうか。</p>
	<p>事務局 第7章に参画及び協働についての条文がありますが、現在の条文ですと参画について定めた第15条の受け側としての参画の方法を定めた第16条も主語が市の執行機関となっております。案②を新たに追加する場合、子どもの参画についての条文であることから第16条として新たに追加し、現行の第16条（改正後、第17条）で受ける形となると思われますので主語を変更する場合は、その全てを変更する必要があると思います。全体のバランスを考慮し、判断しなければいけないと思います。</p>
	<p>委員 技術的な部分でいくと条を追加するのではなく、枝番方式でやれば他法令の引用ずれも防げるのではないかと。</p>
	<p>会長 主語を変更したことにより、どのように条文全体に派生していくかも考えなければいけないということですね。</p>

	<p>事務局 今回提案させていただいた案③の主語は、市の執行機関だけではなく、市民、市議会を加えた形になっておりそのあたりのことを考慮した結果、子どもの特例ということで章立てという形をとっています。</p> <p>委員 第15条の第3項に子どもの参画について、追加するという考え方はどうでしょうか。または、第15条の2という形で表現してはどうか。そういう形であれば、主語が変わってもいいのではないかと思います。ただし、第16条は具体的な参画の方法が書いてありますので、市の執行機関しかできない部分もありますので、バランス面を考慮すると案③という考え方も有だと思えます。</p> <p>委員 すでに第15条の中で市民の参画を保障しており、子どもの権利保障についても、子どもは市民の中に含まれるという考え方からいくと、第15条に子どもの参画機会の保障を入れると被ってくるのではないのでしょうか。</p> <p>委員 案②にするのであれば、例えば、自ら参画しやすい環境を整えるような、自主性を重んじた文言を追加したらどうでしょうか。</p> <p>会長 いろいろ意見が出ましたが、主語の変更などこの場で判断しにくいと思いますので、一度、事務局で本日の話し合いの結果を踏まえて検討いただければと思います。 基本路線としては、案①+案②というところでまとめてみてはどうでしょうか。</p> <p>事務局 主語を変更することは、全体のバランスを考えたいうえで変更可能なのかを検討しなければならない。次回までに、変更可能なのかを例規担当を交えながら事務局で検討してみます。</p> <p>委員 いろいろ問題もあるかと思いますが主語は、変えていただいた方がいい。理念だけだとどうにでも解釈がとれる。市の執行機関だけやればいいのかという風になってしまうので、章立てのように具体的に明記してほしい。</p> <p>委員 改正のタイミングは今回が最後になりますか？</p> <p>事務局 今回の委員会の目標としましては、素案をまとめた段階で年度明けに市民の方に広く意見を聞くパブリックコメントを実施し、来年の9月議会にて条例改正する方向で考えております。改正のタイミングとしては、必要に応じて改正は可能ですが、それなりの手続きを踏んで改正することとなります。決して今回が最後ということではありません。</p>
--	--

	<p>委員 全ての意見を取り入れるのは難しいかなと思いますので、ある程度妥協が必要だと感じます。教育委員会では、地域の中で子ども達を支えてほしい。学校の先生だけでは難しいと言っていました。今回が難しいのであれば、ぜひ、次回に組み込んでほしい。</p> <p>会長 まだまだ意見があるとは思いますが、皆様の意見を集約させていただきたいと思いますので採決を採らせていただきます。</p> <p>案①+案②という方向でまとめていただきたいと思います。</p> <p>会長 中間支援組織について説明をお願いします。</p> <p>(事務局 「他市町の中間支援組織」について説明) (事務局 「他市町の子どもの取組」の新聞記事を紹介)</p> <p>会長 中間支援組織については、まずは瑞穂市でどのように進めていくかを議論した方がよいかと思います。今回の改正では、子どもの参画のみとして、中間支援組織について次回以降、実践的な観点から中心的に議論していただければと思います。本日は、活発な意見交換ができ、ありがとうございました。</p> <p>【その他】</p> <p>事務局より第3回の委員会日程のお知らせ</p> <p>閉会</p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市 企画部 市民協働安全課</p> <p>TEL 058-327-4130</p> <p>FAX 058-327-7414</p> <p>e-mail siminky@city.mizuho.lg.jp</p>